

建設工事の最低制限価格制度及び低入札調査基準価格制度の適用の変更について（２）

令和 7 年 10 月 14 日

沼津市財務部契約検査課

令和 7 年 5 月 22 日付けで沼津市ホームページに掲載した「建設工事の最低制限価格制度及び低入札調査基準価格制度の適用の変更について」によりダンピング対策強化に関するお知らせをしたところですが、その後の入札の状況を鑑み、当面の措置として以下のとおり制度の適用を変更します。

なお、この変更は、令和 7 年 10 月 17 日以降に入札公告を行う建設工事の案件から適用されますので、ご留意ください。

○変更点

解体工事、機器費の割合が高い工事などの建設工事における最低制限基本価格については、沼津市建設工事最低制限価格制度実施要領第 3 条第 2 項の算出方法によることとします。

また、上記の工事の失格基準価格について、同様に、沼津市建設工事低入札価格調査制度実施要領第 6 条第 3 項の算出方法によることとします。

※該当案件については、個別に公告または指名通知の際にお知らせします。

（参考）沼津市 H P

- ・ [R7.5.22「建設工事の最低制限価格制度及び低入札調査基準価格制度の適用の変更について」](#)
- ・ [沼津市建設工事最低制限価格制度実施要領](#)
- ・ [沼津市建設工事低入札価格調査制度実施要領](#)

※リンクがうまく作動しないときは、

沼津市 H P ホーム＞事業者の皆様へ＞入札情報・契約＞建設工事及び工事関連業務
＞建設工事請負契約に係る要領・要綱など（その他）
をご参照ください。